

2018.03.15：平成30年振興環境委員会

## 国際展示場「膨大な無駄遣い、運営権設定に問題」

【下奥奈歩委員】

愛知県国際展示場整備事業費に係る用地購入について、分譲価格の協議はどこまで進んでいるのか伺う。

【国際展示場準備室長】

愛知県国際展示場の用地は、平成31年度の開業までに企業庁から用地の管理換えを受ける方向で検討している。価格については、今後、企業庁と協議、調整していく。

【下奥奈歩委員】

愛知県国際展示場の総事業費はどの程度の額になるのか。また、国費の投入はなく、一般財源で支出されるのか伺う。

【国際展示場準備室長】

愛知県国際展示場の整備費は、昨年9月定例議会で議決された、設計の一部と工事を一体の業務として発注するデザインビルド方式による建設工事費に、基本設計費、工事監理費を加えた約349億円である。このほか、事前調査や運営事業者の選定、広報・営業誘致、設備調達など開業準備に要する経費がある。用地取得費は今後調整していくので、事業総額は現段階では示すことができない。なお、財源は県債と一般財源であり、国費は充当しない。

【下奥奈歩委員】

有料道路コンセッション開始時に、愛知県道路公社が受け取る運営権対価1,377億円のうち一時金150億円を、償還のための積立等に充てるのではなく、コンセッションの事業期間中に本県の施策推進の財源として有効に活用することを可能とする特例措置を活用し、愛知県国際展示場に投入するという提案があったが、現在はどうなっているのか、また、実現性はあるのか伺う。

【国際展示場準備室長】

昨年3月の愛知県国家戦略特別区域会議で、有料道路コンセッションの一時金を県の事業に活用できるよう、規制改革を提案している。現在、提案は継続審議となっており、現時点では、国からの回答を得られていないと聞いている。

【下奥奈歩委員】

第51号議案愛知県国際展示場の公共施設等運営権の設定について、優先交渉権者となった前田・GL eventsグループと愛知県国際展示場コンセッション基本協定書を本年1月17日付けで締結したと公表しているが、この内容を伺う。

【国際展示場準備室長】

基本協定は、本事業に関し前田・GL eventsグループが優先交渉権者として決定された

ことを確認するとともに、今後の実施契約の締結に向けて、県及び同グループが行うべきことを定めるものである。具体的には、特別目的会社を設立すること、運営権を設定すること、実施契約を締結すること、また、実施契約の締結に至らなかった場合の対応も定めている。

【下奥奈歩委員】

愛知県国際展示場の稼働率を 25 パーセントと想定しているが、収支見込算出の考え方を伺う。

【国際展示場準備室長】

全国の展示会主催者への聞き取り結果やほかの展示場の稼働率も参考に、運営開始後 4 年目から 5 年目にかけて、稼働率 25 パーセントを目指すとして実施方針を定めており、25 パーセントの想定稼働率の基に収支見込算出を行っている。

【下奥奈歩委員】

結局、予測は非常に曖昧な根拠のままである。運営権対価は県が計算した最低提案価格と同額の 8 億 8,200 万円であるが、15 年間もの運営権の対価としては極端に少額ではないか。

【国際展示場準備室長】

運営権対価は、県が募集要項に示しているとおおり、経営が軌道に乗ると想定される運営開始後 6 年目から運営期間満了までの想定利益を現在価値に割り戻して計算しており、適正なものと考えている。

【下奥奈歩委員】

各年度の目標収入はこれから県と運営権者で協議して定めるとしているが、運営権対価を計算した根拠である目標稼働率 25 パーセントと結びつける必要はないと考えているのか、所見を伺う。

【国際展示場準備室長】

今後、県と運営権者は、公共施設等運営権実施契約を締結する予定であり、その契約に基づき、各年度の収入及び支出の計画を運営開始までに合意により定めることとなっている。稼働率 25 パーセントは県が検討して出したものであるため、運営権者の事業計画の妥当性が認められれば、25 パーセント以外の率に設定されることもあり得ると考えている。

【下奥奈歩委員】

現在、愛知県国際展示場の利用申込みは何件あるのか、また、その内容はどのようなものか伺う。

【国際展示場準備室長】

平成 28 年 9 月の事前利用申込みの受付開始以降、展示会主催者を中心に約 80 件の具体的な問合せ等があり、このうち、既に一部からは利用申込みを受けている。

【下奥奈歩委員】

利用申込みは何件あるのか。

【国際展示場準備室長】

現時点では示すことはできない。

【下奥奈歩委員】

アメリカ、フランス、ドイツでは、今や再公営化が始まっており、コンセッション方式は世界では遅れた方式である。このような世界の流れについて見解を伺う。

【国際展示場準備室長】

内閣府のホームページでは、イギリス、フランス、アメリカなど各国における数多くの有料道路、鉄道、上下水道等のコンセッション事業が紹介されている。日本では、内閣府が、公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供できる制度としてコンセッション事業の活用を重点的に推進している。本県でも、コンセッション方式を導入し、愛知県国際展示場の管理・運営について、長期的な視点に立った経営による柔軟な料金設定、良質なサービスの提供、利用促進、地域の活性化などの効果を期待している。

【下奥奈歩委員】

世界各国で失敗が明らかになっている一方で、本県は民営化を推し進めている。愛知県国際展示場や有料道路を始めとする運営権売却、コンセッション方式は県民に厄災を及ぼしかねず、こうした事業費、整備費予算や運営権の設定には賛成できない。

## 「国際観光都市」の中身はカジノ ギャンブルのリスクを直視せよ

次に、国際観光都市機能整備調査費について伺う。

愛知県国際展示場の整備とMICEへの魅力ある機能具体化とは、予算案では別々に計上しているが、密接に絡み合ったものと思う。その関連を伺う。

【地域政策課主幹（地域振興）】

国際観光都市機能整備調査費は、昨年8月に設置した国際観光都市としての機能整備に関する研究会での議論を踏まえ、魅力ある機能整備の具体化に向けて、必要な情報収集や整理、関係者ヒアリングの実施、社会基盤の整備等の検討を進めていくための予算である。

愛知県国際展示場を始め、複合商業施設や新たな宿泊施設等の整備が進められている空港島を中心に、新たな交流、にぎわい、集客の拠点となる国際観光都市の実現に向けて、必要な機能整備について一層の検討を進めるものである。

【下奥奈歩委員】

国際観光都市としての機能整備に関する研究会について、今日までの議論の経過と到達点を伺う。

【地域政策課主幹（地域振興）】

国際観光都市としての機能整備に関する研究会は、これまでに計4回開催している。国内外からのMICE参加者や訪日外国人を主要なターゲットに見据えることが適当であることや、愛知県国際会議場等のMICE施設整備やニーズに合わせた宿泊施設、アフターコンベンションにも資する

多彩なエンターテインメント施設が必要であること、さらには、愛知が誇る最先端技術を世界にアピールしていくことや周辺の観光資源との連携が重要であること等について、意見が出されている。研究会での意見を踏まえ、必要な機能整備について検討を進め、県としての考え方をまとめていきたい。

【下奥奈歩委員】

この研究会は当初、新聞報道でもカジノ研究会といわれ、大村知事もカジノがあってもよい、むしろ誘致するとして名乗りを上げたはずであるが、一般的な観光対策のようにも聞こえる。そこで、カジノに関してはどうなっているのか伺う。

【地域政策課主幹（地域振興）】

国際観光都市としての機能整備に関する研究会は、設置要綱で、県が目指すべき国際観光都市の基本的な考え方や国際観光都市を目指す上で導入すべき機能のイメージなどの検討を行うと規定しており、MICEを核とした国際観光都市として魅力ある機能整備の在り方について専門的な見地から様々な意見を得ている。

【下奥奈歩委員】

I Rの中核はあくまでカジノであり、大きな位置を占め、カジノ抜きでI Rはあり得ず、カジノ事業部門の次にホテル事業部門、それから展示場や会議場事業部門、加えて魅力発信事業部門という構成になっているが、議論の前提として、これで間違いないか。

【地域政策課主幹（地域振興）】

平成28年12月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（I R推進法）で、特定複合観光施設、いわゆるI Rは、カジノ施設及び会議場施設、娯楽施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営するものをいうと定義されている。

【下奥奈歩委員】

政府は、カジノの具体的な制度を定める法案の作成を進めており、本年3月中に提案し、本国会で成立させ、2020年代の開業を目指すとしている。本年2月末に与党に示した原案では、日本人と国内居住する外国人の入場を7日間で3回までかつ28日間で10回までに制限し、2,000円の入場料を徴収するとのことである。このカジノをめぐる国会情勢に係る所見を伺う。

【地域政策課主幹（地域振興）】

現在、国は実施法案の提出に向けた制度設計を進めており、入場回数制限等も検討されていると承知している。こうした検討を経た上で、今後、法案が国会に提出されると認識している。

【下奥奈歩委員】

不十分な法案の審議の時に厳しく規制するとした内容が、いざ実施法案になったら、際限なく緩和されていく。これでは日本人のギャンブル依存症は増えていくことが懸念される。対策するといった前提が崩れているのではないのか、カジノの誘致は直ちにやめるべきと考えるが所見を伺う。

【地域政策課主幹（地域振興）】

本県としては、中部国際空港エリアで、国際競争力の高いMICEを核とした国際観光都市を目指して調査研究を進めているところであり、国際観光都市としての機能整備に関する研究会における議論を踏まえて、魅力ある機能整備の具体化に向け、検討を進めていきたい。

【下奥奈歩委員】

カジノのターゲットは日本人であり、愛知県民である。カジノ推進派はこれまで海外の富裕層を誘うと言ってきたが、カジノの各種試算では、日本のカジノ客の8割は日本人が占めるという見方がある。日本人の金融資産が目当てというのが日本のカジノ解禁の実態である。規制を骨抜きにして愛知県民を標的にするカジノは絶対に誘致すべきでないと考えているが所見を伺う。

【地域政策課主幹（地域振興）】

平成28年12月に成立したIR推進法で、特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われる旨が基本理念として定められており、こうした基本理念の下、今後、国において具体的な法整備が進められるものと認識している。

【下奥奈歩委員】

徹底して中部国際空港島に投資し、開発を進める理由を伺う。

【地域政策課主幹（地域振興）】

中部国際空港島は、愛知県国際展示場を始め、複合商業施設や新たな宿泊施設等の整備も着々と進められており、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光ゾーンを実現できる可能性が高いと考えており、国際競争力のある国際観光都市を目指して、MICEを核とした国際観光都市としてふさわしい機能整備の在り方について調査研究を行っている。

【下奥奈歩委員】

結局、盛り上がらない空港需要を無理やり作り上げることが最大の狙いであり、その先に中部財界の悲願である中部国際空港の第二滑走路実現への展望が戦略的な目的であると思う。

しかし、東京集中で名古屋は陥没するおそれすらある。スーパー・メガリージョンと言っても結局、東京一極集中になると思う。リニアインパクトの裏側は地方の衰退である。これを食い止めるために、カジノでもなんでも誘致することが県政の基本姿勢になっているのではないかと考えるが所見を伺う。

【地域政策課主幹（地域振興）】

国際会議や展示会など、いわゆるMICEは、大きな経済効果を生み出し、新たなビジネス機会やイノベーションの創出、都市の競争力の向上に寄与するものと認識している。近年、多くの国や都市がMICE戦略に積極的に取り組む中、本県としても、日本一の産業集積と優れた交通基盤を生かし、MICEを核とした国際観光都市を目指す必要があると考えている。

【下奥奈歩委員】

中部国際空港の第二滑走路の推進予算も計上されているが、元々中部国際空港建設時の議論では、空港路線が満杯となる想定であったのが、現在は空港開港時すら越えるのに必死という状況である。需要もないのに、様々な理由をつけて第二滑走路を推進しているが、将来の世代に負担を回すことにほかならないと思う。このような浪費型大型開発は中止し、暮らし、福祉、教育、若者支援、中小企業、農林漁業へ予算を充てる県政への転換を要望する。

**自然を破壊する乱開発で巨大な太陽光発電施設が作られてしまう状況は改善されていない。もっと厳しい規制を設けることが必要**

【下奥奈歩委員】

平成 28 年に愛知万博の会場跡地である海上の森に隣接する民有林が無許可で伐採され、太陽光発電施設が建設された問題があったが、その後、愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準の改善された点を伺う。

【土地水資源課主幹（土地対策）】

よりの確な対応を図るため、愛知県土地開発行為に関する指導要綱上の開発行為として太陽光発電施設用地の造成を明記するとともに、指導要綱に基づく協議事項等を定めた指導基準に太陽光発電施設用地の造成に関する基準を追加する改正を行い、平成 28 年 12 月 1 日に施行している。

【下奥奈歩委員】

新たに盛り込まれた太陽光発電施設用地の造成に関する基準の詳細を伺う。

【土地水資源課主幹（土地対策）】

第一に、立地基準として、関係法令において開発が不相当とされる土地でないことや土地利用に関する計画の趣旨・目的等に照らして支障がない位置であることなどを定めている。

第二に、計画基準として、自然環境の保全についての適切な措置、関係法令による緑地の確保に関する基準への適合、工事中における災害の防止措置、発電設備の維持管理及び危険防止、周辺の自然環境や景観に対する影響等に十分配慮することなどを定めている。その他、地域住民の理解と協力が得られるよう、事業計画の周知その他必要な措置を講じることなどを求めており、関係法令の基準や資源エネルギー庁が策定した事業計画策定ガイドラインに沿った指導を行うものとなっている。

【下奥奈歩委員】

海上の森に隣接する民有林が無許可で伐採され、太陽光発電施設が建設された問題が発生したことを教訓に、太陽光発電施設の項目を加えて同じことが繰り返されないように対応されたことは重要なことで評価する。

次に、指導基準を設けた後、実際に事前協議などの基準に基づいて指導された地域は昨年度及び本年度、それぞれ何件あるのか、また地域の内訳を伺う。

【土地水資源課主幹（土地対策）】

平成 28 年 12 月以降、昨年度に常滑市樽水地区の 1 件、本年度に豊田市井ノ口町、瀬戸市十軒町、東浦町緒川地区の計 3 件事前協議を行っている。

【下奥奈歩委員】

昨年度の事前協議の件数は、1 件より多かつたのではないか。

【土地水資源課主幹（土地対策）】

昨年度の 1 件は、太陽光発電施設用地の造成に関する基準が策定された平成 28 年 12 月 1 日以降に受け付けたもので、昨年度は全体で 9 件あった。

【下奥奈歩委員】

9 件の内訳を確認したい。

【土地水資源課主幹（土地対策）】

豊橋市西山町で 1 件、豊田市篠原町で 1 件、豊田市大畑町で 2 件、豊田市保見町と篠原町にまたがるものが 1 件、常滑市樽水地区で 1 件、新城市一畝田地区で 1 件、知多市佐布里地区で 1 件、美浜町浦戸地区で 1 件の計 9 件である。

【下奥奈歩委員】

県内の多くのところで太陽光パネルの設置があるが、その中に東浦町の緒川地区が含まれている。新たに太陽光発電施設用地の造成の項目を設けた後、東浦町緒川地区の計画も含めて、事業者に対してどういう指導をしているのか、現在までの経緯を伺う。

【土地水資源課主幹（土地対策）】

事業者に対しては、まずは関係法令の基準を満たす計画となるよう指導を行っている。

また、周辺住民等を対象として説明会を開催するなど、事業内容について丁寧に説明するとともに、法令に定めのない事項は、必要に応じて協定書を締結するなどの措置を講じるよう指導している。東浦町緒川地区の開発についても同様に指導を行っている。

【下奥奈歩委員】

今後、事業が進められてしまう可能性があり、東浦町緒川地区の太陽光発電施設に対して住民から多くの反対の声が上がっている。また、知事宛てに住民から陳情書も提出されている。

陳情書の中では、メガソーラー計画は、高根の森に営巣するオオタカを始めとする 30 種類以上もの動物や昆虫の生息地を破壊し、生物多様性機能を失うこと、里山の森林を伐採し自然を破壊すること、森林伐採により、景観・住環境の悪化、保水能力の低下による土砂災害、洪水災害、強風によるパネルの飛散など安全上の重大リスクの懸念があることなどの問題点が指摘されている。

東浦町緒川地区の太陽光発電施設の建設計画は既に要綱に基づいて指導されているようであるが、住民の懸念や自然環境への影響など問題が多くある。この現状をどう認識しているか伺う。

【土地水資源課主幹（土地対策）】

周辺住民から開発による様々な影響を懸念する声があるのは承知している。事業者に対しては、

そうした懸念にできる限り配慮すること、また、施工や管理方法も丁寧に説明するよう引き続き指導していく必要があると考えている。

【下奥奈歩委員】

太陽光発電など再生可能エネルギーは大切であると思うが、環境や景観を壊すような乱開発は防がなくてはならない。現在、瀬戸市で、愛知県内で最大級ともいわれているメガソーラーの計画がある。それは、瀬戸市上半田川町で計画されている太陽光発電施設であり、面積約 59 ヘクタールという大規模な計画である。

計画地域の川下には養そん場があり、巨大な太陽光発電施設ができれば水温が上がり、養そん業に大きなダメージを与えるなど、自然環境を破壊し、災害を誘発する危険性があるため、地域住民から懸念や不安の声が上がっている。

このような現場の状況と現地の懸念や不安の声をどう認識しているのか。また、太陽光発電施設の建設中止を求めた意見書も県に提出されているが、地元の意見を尊重し、住民の立場に立って環境を壊すような開発に中止を求めるべきと思うがどうか。

【土地水資源課主幹（土地対策）】

瀬戸市の案件は、指導要綱に基づく事前協議申出書がまだ提出されていない。今後、事業の具体的な内容をよく検討して適切に指導していきたい。

【下奥奈歩委員】

瀬戸市や東浦町で自然破壊が行われようとしている。こういった自然や景観に影響を及ぼすような乱開発で巨大な太陽光発電施設が作られてしまう状況は改善されていない。もっと厳しい規制を設けることが必要と考えるが、県の所見を伺う。

【土地水資源課主幹（土地対策）】

関係法令の遵守をしっかりと指導していきたい。また、国も、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正により、不適切な案件は認定の取消しも含めた厳しい措置を行うことになっているので、経済産業省中部経済産業局とも連携して適切に指導していきたい。

【下奥奈歩委員】

環境首都あいちと言いながら、一方でこういった自然破壊を伴う太陽光発電設置に対してはまだ対応が緩く、環境首都とは正反対のことが行われている。住民の不安の声には背を向けているのに事業者には甘いのではないか。自然エネルギーには賛成であるが、乱開発になってはいけない。環境を守り住民の暮らしを守る立場で、乱開発を防ぐための規制強化などの対応を要望する。

## 県営名古屋空港を軍事拠点化しないと県民に宣言すべき

【下奥奈歩委員】

次に、ステルス戦闘機 F 35 の試験飛行と県営名古屋空港の平和利用について質問する。

航空自衛隊が導入することになっているステルス戦闘機 F 35 のうち、三菱重工株式会社小牧南

工場で組み立てられた飛行機が県営名古屋空港から飛び立つ試験飛行が行われている。この間、試験飛行は何回行われているのか伺う。

【航空対策課主幹（企画）】

本年6月13日に初めて試験飛行が行われて以降、昨日現在で17回名古屋空港での飛行が実施されている。

【下奥奈歩委員】

今後もこういった試験飛行が行われることが想定されるが、来年度及び平成31年度の試験飛行計画を県は把握しているのか、把握しているのであればその計画内容を伺う。

【航空対策課主幹（企画）】

日本で配備予定のステルス戦闘機F35は、三菱重工業株式会社小牧南工場で、毎年度4機から6機製造され、その試験飛行は1機当たり4回程度実施すると聞いている。

【下奥奈歩委員】

今後も試験飛行が増えていくのではないかと懸念している。昨年6月20日、試験飛行を行っていたステルス戦闘機F35にトラブルが発生し、緊急事態を宣言した上で緊急着陸するという事案があった。県営名古屋空港周辺は人口密集地であり、試験飛行の危険性が改めて鮮明になった事案であると思う。

県が把握している不具合緊急着陸事案の詳細及び再発防止策として防衛省からどのような報告を受けているのか伺う。

【航空対策課主幹（企画）】

昨年6月20日午前11時43分にステルス戦闘機F35が県営名古屋空港を離陸後、午後0時25分頃、県営名古屋空港の北60マイル（96.56キロメートル）の地点で主翼の動翼部分に不具合が発生し、午後0時36分、県営名古屋空港に通常の着陸をした。当該事案は、県から防衛省に対して、原因の究明と安全運航の徹底を申し入れし、防衛省からは、原因は冷却系統の不具合であり、再発防止策として、機体の点検及び整備を万全に行った上で試験飛行を実施するとの報告を受けている。

【下奥奈歩委員】

ステルス戦闘機F35は、昨年1月にアメリカ議会に提出されたアメリカ国防総省の報告書によると、重大な276項目の欠陥を特定したとの記載がある。冷却系統の不具合も指摘されている。県は276項目の欠陥があることは認識しているのか。また、その欠陥について明らかにすることと、276項目の欠陥を全て点検し報告することを国に働きかけるべきと考えるが、所見を伺う。

【航空対策課主幹（企画）】

アメリカ国防総省からステルス戦闘機F35に係る報告書が出ていることは承知している。空港の設置管理者として、これまでも防衛省に対して安全性を十分に確保した上で飛行するよう要請している。

【下奥奈歩委員】

県は、防衛省から運航情報を受けた場合、すぐに名古屋市や豊山町など周辺自治体に情報提供を行っているのか。また、地元住民への説明会を開くよう周辺自治体へ働きかけるべきと考えるが、所見を伺う。

【航空対策課主幹（企画）】

防衛省から運航情報が入った場合には、すぐにその内容を地元3市1町に情報提供している。住民への説明やその方法は各市町に任せている。

【下奥奈歩委員】

もし事故が起こった場合、日本政府としてどのような対応をしていくのか、調査や証拠回収を率先して行うのか、また、県にも正しく情報が公開されるのかといった点を政府に対して確認し、県に正確な情報を提供するように国に求める必要があると考えるが、所見を伺う。

【航空対策課主幹（企画）】

防衛省だけではなく、名古屋空港を利用している事業者には日頃から安全な運航を求めており、トラブルなど新たな情報がある場合は、速やかに情報提供するよう求めている。

【下奥奈歩委員】

アメリカ軍や他国軍の重整備拠点として三菱重工業株式会社小牧南工場や県営名古屋空港を使わせないようにし、軍事拠点化に反対すべきではないかと思う。

また、県民の命を守る県として県営名古屋空港を軍事拠点化しないと県民に宣言すべきと考えるがどうか。

【航空対策課主幹（企画）】

県営名古屋空港は、公共の用に供する飛行場であり、空港の利用目的により利用が制限されるものではない。小型航空機の拠点、広域防災拠点、そして航空機産業の拠点として、空港運営に適切に取り組んでいく。

【下奥奈歩委員】

本県議会では、昭和38年に平和宣言を議決している。県議会としての意思を尊重し、地元自治体や住民の声を尊重するのであれば、軍事拠点化はそれに逆行するものである。県として、県民の命と平和を守る立場に立ち、軍事拠点化につながるものには反対すべきであると思う。

## **リニア工事の談合疑惑が全容解明されるまで工事を一時休止するよう求めよ**

【下奥奈歩委員】

リニア中央新幹線工事の談合問題について伺う。

今回の談合問題により、工事が遅れるのではないかと指摘されているが、今までどおりに、事業を推進するだけでよいのか、所見を伺う。

【リニア事業推進室長】

リニア中央新幹線は、東京都・愛知県・大阪府間の時間距離の大幅な短縮による各地域間の交流・連携の強化、我が国の国際競争力の向上等の面で、大きな貢献が期待され得る重要な社会基盤である。本県でも、中部国際空港、新東名高速道路などとともに交流の基盤となる広域交通ネットワークを形成し、本県の経済・社会に大きな波及効果をもたらすことが期待される。このことから、県もリニア中央新幹線事業を推進している。全国新幹線鉄道整備法では、地元自治体は必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、県、東海旅客鉄道株式会社及び名古屋市との間で、相互に連携・協力してリニア中央新幹線事業を進めていくことの基本合意を締結している。

なお、談合により工期が遅れるのではないかと指摘に対しては、東海旅客鉄道株式会社としては、2027年度の開業に影響が出ないよう進めていくとしている。

本県としても、引き続きリニア中央新幹線事業の円滑な推進を図っていきたい。

【下奥奈歩委員】

東海旅客鉄道株式会社が発注者としての能力や責任を問われている時に、安易にこのまま進めていいのか。せめて、工事の談合疑惑が全容解明されるまで工事を一時休止するよう求めるべきと考えるが、所見を伺う。

【リニア事業推進室長】

県としては、リニア中央新幹線は本県の経済・社会に大きな波及効果をもたらす重要な社会基盤であるとの考えから、東海旅客鉄道株式会社に対して、2027年度の開業が予定どおり行われるよう求めていく。

【下奥奈歩委員】

リニア中央新幹線談合問題が起きても、なり振り構わず2027年度の開業を目指すという県の姿勢は余りにも無責任である。

## リニアや滑走路ではなく、コミュニティバスなど地域の足の確保を

【下奥奈歩委員】

コミュニティバスについて伺う。

昨今、新聞やテレビなどで高齢者の運転事故の問題が報道されている。その中で、県警察は運転免許証の自主返納を求めているが、過疎地域などでは自動車がなければ生活できない現実もあると指摘している。このような事態が起こっていることへの県の見解を伺う。

また、高齢者の運転免許証自主返納が進まない要因の一つは移動手段がないからであり、高齢者の移動手段としてコミュニティバスが求められていると思うが、県を考えを伺う。

【交通対策課主幹（地域公共交通）】

近年、高齢運転者の事故が目立ち、運転免許証の自主返納者も増加する中で、高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進めることが国を挙げての検討

課題となっていると認識している。今後ますます高齢化が進む中、車に頼らなくても生活できる環境を作っていくことが大切と考えている。

【下奥奈歩委員】

東三河地域も人口流出や地域衰退がいわれており、車がなければ生活できない不便な地域であることから、地域の活性化のためにもコミュニティバスの充実が必要と考えるが、県の考えを伺う。

【交通対策課主幹（地域公共交通）】

住民の自立した生活や活力ある社会・経済活動には、公共交通も含めた交通基盤が不可欠と考えている。一方で、それぞれの地域により移動のニーズや移動に活用できる資源は様々なので、コミュニティバスに限らず、鉄道や路線バス、乗合タクシー、利用者の要請に応じて運行するデマンド交通、福祉有償運送など様々な選択肢の中から、地域の実情に応じて最適な手段を地域の関係者が一体となって確保していくことが重要と考えている。

【下奥奈歩委員】

住民の足を守る各市町村のコミュニティバスは市町村ごとに運賃に格差があるが、本来はどこに住んでいても同じサービスが保障され社会参加できる環境が作られるべきである。生活交通の不十分な状況をこのまま県として放置し続けていいのか、所見を伺う。

【交通対策課主幹（地域公共交通）】

一般に、旅客運送事業では、運行経費は運賃で賄うことが基本であり、利用度合に応じた運賃を負担するのが公平妥当とされているが、コミュニティバスの運賃は、採算性のほか、利用者が負担できる水準や税金投入に住民の理解が得られる限度、民間事業者との運賃バランスなど、それぞれの地域の実情に応じて市町村が設定するものとなっている。

多くのコミュニティバスの運賃は低く設定されているが、国土交通省が作成している手引書では、安易な無料化や安価な運賃の設定は公平性や採算性の面で問題が生じるおそれがあるほか、既存の交通機関にも悪影響を及ぼす可能性があるため、注意が必要とされている。

【下奥奈歩委員】

兵庫県では、路線バス撤退後、代替交通や路線バスの行き届かない公共交通空白地域等の解消のため、市町村が主体となって運行するコミュニティバスの運行経費として県が約5,000万円の財政支援を行っている。

地域格差をなくし、どこに住んでいても同じように安心して移動できる環境が保障されるよう、地域の足確保へ愛知県も財政支援を行うべきと考えるが、所見を伺う。

【交通対策課主幹（地域公共交通）】

県民の生活を支える公共交通網には、広域的な幹線部分と、地域的な支線部分がある。このうち、支線部分に相当する地域内の生活交通の確保は、地域の関係者が一丸となって主体的に取り組まなければうまくいかない問題であり、住民に身近な市町村だからこそ担うことができる役割である。

したがって、コミュニティバス事業は、市町村が、費用負担をどうするかも含め、地域の実情に応じて住民や交通事業者らと連携し、対応すべきと考えている。

広域行政を担う県の役割は、引き続き、ネットワーク全体の維持に影響が大きい広域的・幹線的な路線の確保に努めるとともに、市町村の地域公共交通会議等に参画し、広域的な見地から助言等を行うことで地域内の生活交通の確保にも寄与できるよう努めていきたい。

## **大型事業ではなく、県民の暮らしを守るための財政運営への切替えを要望する**

【下奥奈歩委員】

愛知県国際展示場の建設、中部国際空港2本目滑走路建設の推進、リニア中央新幹線事業などには財政投資している。財源の使い道を切り替えればコミュニティバスなど地域の足の確保につながるが、それが進まないのは意思と覚悟がないからではないかと思う。大型事業ではなく、県民の暮らしを守るための財政運営への切替えを要望する。